保護者　様

インフルエンザにおける療養報告書の提出について

群 馬 県 医 師 会
群馬県教育委員会

群馬県では、インフルエンザにかかり出席停止となった児童生徒が登校を再開する際には、医師の治癒証明書をいただいておりましたが、学校への提出書類を保護者が記入する「インフルエンザにおける療養報告書」に変更いたします。なお、扱いに変更が生じた際には、改めてお知らせいたします。

インフルエンザと診断された際の対応・手順

（1） **受診時、医師に登校可能予定日を確認**
（2） 速やかに学校に報告
（3）「インフルエンザにおける療養報告書」に、**医師と確認した「発症日」を記録**
（4）**検温を定期的に行い、「解熱した日」を確認して記録**
（5）回復し、出席停止期間の基準を満たしたら、「インフルエンザにおける療養報告書」を持って登校し、学校に提出

［参考］インフルエンザの出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第 19 条）

「発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日（幼児にあっては３日）を経過するまで」
※ 「発症した後５日」とは、発症した日（発熱等の症状が出た日）を０日とし、翌日を１日目として、その日から数えて５日を経過した日となります。
※ 「解熱した後２日（幼児にあっては３日)」とは、解熱した日を０日とし、翌日を１日目として、その日から数えて２日（幼児にあっては３日）を経過した日となります。

出席停止期間のめやす表

発症後日数		0（発症日）	1	2	3	4	5	6	7	8 日目
例1	発症から１日目に解熱した場合	発熱	解熱					登校可能		
例2	発症から２日目に解熱した場合	発熱		解熱						
例3	発症から３日目に解熱した場合	発熱			解熱					
例4	発症から４日目に解熱した場合	発熱				解熱				
例5	発症から５日目に解熱した場合	発熱					解熱			

※「発症した後５日」、「解熱した後２日（幼児にあっては３日)」のどちらか一方のみの基準を満たした状態では登校再開とはなりません。登校再開には、両方の基準を満たす必要があります。

（様式１）

令和　　年　　月　　日

保護者　様

インフルエンザによる出席停止の通知書

群馬県立桐生高等学校
校　長　　新井　高広

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第 19 条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

＜インフルエンザの出席停止期間の基準＞
「発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日（幼児にあっては３日）を経過するまで。」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。

・・・